

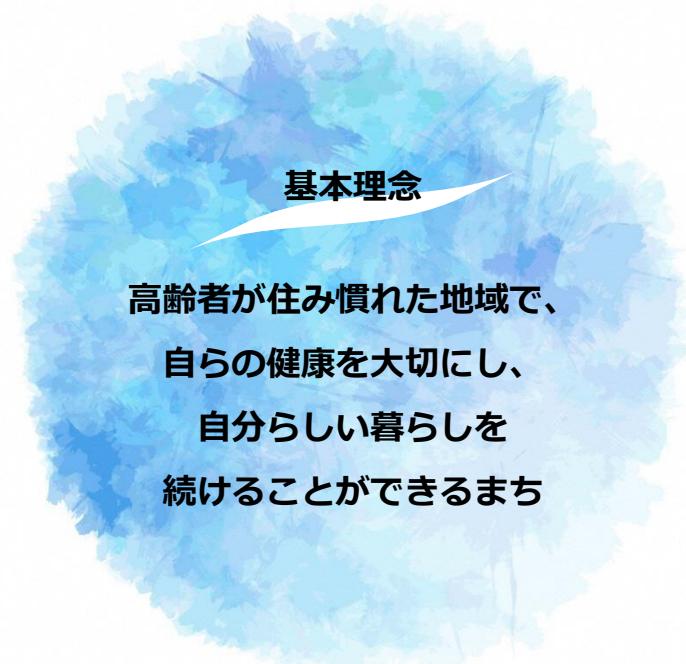
●第4章● 計画の基本的な考え方

1 基本理念

田上町の最上位計画である「第6次田上町総合計画」では、まちの将来像として「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」を掲げ、田上町で生まれ育った若い世代がこれからも住み続けたいと思い、みんなで子どもたちを守り、育て、高齢者がいつまでも元気で活躍できる町、そして、田上町に住むすべての方の笑顔があふれる町を目指しています。

総合計画の将来像の実現に向けて、本計画においては、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを効果的に推進していくことにより、多様なニーズに対応した包括的な支援の提供と、高齢になっても生きがいや役割を持って活躍できるまちづくりに取り組みます。

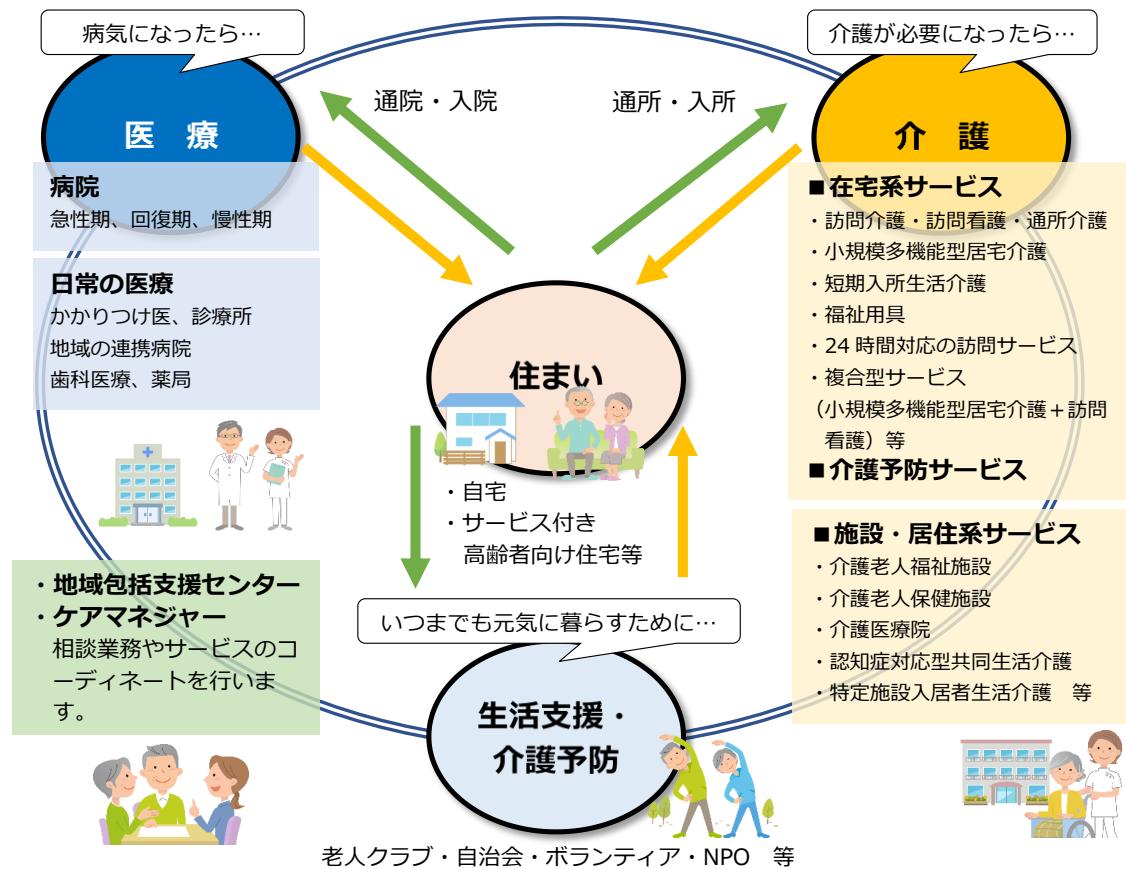
第8期計画の基本理念「高齢者が住み慣れた地域で、自らの健康を大切にし、自分らしい暮らしを続けることができるまち」を承継し、高齢者自身が自分の健康は自分で守るというセルフマネジメントの意識を持って、望ましい生活習慣を実践し、疾病等の早期発見・早期対応をする力を身につけることを目指します。そして、高齢になっても地域社会の一員として地域活動の担い手となり、お互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを、すべての町民と共にやっていきます。



地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムとは、住まいを生活の中心としながら、重度な要介護状態となつても、医療・介護・予防・生活支援が包括的・一体的に提供されることにより、住み慣れた地域で、できる限り元気で自立した自分らしい暮らしを安心して続けることができるような仕組みのことです。

また、地域包括ケアシステムの構築により地域共生社会の実現を目指すものです。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標のもとで地域包括ケアシステムを推進していきます。

基本目標 1 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備

目指す姿

- 誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができている。
- 高齢であっても、認知症でも、障がいがあっても、個々の人格と個性を尊重し、お互いに支え合う共生社会。

成果指標

指標	基準値 令和4年 (2022年)	目標値 令和8年 (2026年)
在宅で介護を受けながら生活する高齢者の中 施設等への入所・入居を検討していない割合 (在宅介護実態調査)	62.0%	70.0%
認知症に関する相談窓口を知っている割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	27.8%	50.0%
成年後見制度について知っている割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	32.8%	50.0%

施策 1 共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実

国は、令和5年度版の「厚生労働白書」において、孤立した高齢者世帯やひきこもりといった、支援が届きづらい方たちへの対応が課題になっているとして、「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現をテーマに、制度をまたいだ包括的な支援体制の構築が必要だと指摘しています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。そして、地域における人と人とのつながりの大切さを再確認し、属性や分野を超えて、お互いを支え合うことができる地域づくりを推進します。

施策 2 生活支援体制の充実

少子高齢化の進行や生活環境の多様化などを背景に、地域の課題が複雑化・複合化していくなか、多様な主体により生活支援等サービスが提供されることが期待されます。

それらのサービスの充実のためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題の把握（地域アセスメント）が必要となります。

生活支援コーディネーターを中心に地域のニーズや地域資源を把握し、協議体と協働しながら地域課題の解決に向けた取り組みを進める生活支援体制の充実を図ります。

施策 3 認知症施策の推進

国の推計によると、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、認知症の方が約700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人になると見込まれています。令和5（2023）年6月には、認知症の方を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が制定されました。

本町において、要介護申請の理由として最も多いのが認知症です。

認知症になっても、本人やその家族等が希望を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような環境整備と、町民一人ひとりの認知症の理解促進に取り組みます。

施策 4 在宅医療・介護連携の推進

さらなる高齢化の進行により、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が増加していくことが見込まれます。高齢者の多くは、慣れ親しんだ自宅で生活を続け、最期を迎えることを希望しています。

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備により、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ります。

また、在宅医療・介護連携のさらなる推進に向け、個人が望む医療や介護について、家族や医療・ケアチームと共有する取り組み（人生会議）の普及を図ります。

施策 5 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

高齢になって身体機能や判断能力が低下しても、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を継続することができるよう、虐待防止の啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応に向けて、地域や関係機関等との連携強化を図ります。

また、消費者被害や特殊詐欺被害の防止、成年後見制度利用の支援など、地域包括支援センターの相談機能強化を図り、高齢者の権利擁護に必要な支援を行います。

施策 6 災害対策および感染症対策

災害時に要援護者の迅速かつ円滑な支援が行えるよう、町民の防災意識の向上を図るとともに、高齢者等の要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行となりましたが、今回の感染拡大の経験を今後に活かし、新たな感染症などが発生したときでも、安定したサービス提供ができるよう、事業者と連携して体制の確保を図ります。

施策 7 高齢者の住まいの確保

高齢者が地域で暮らしていくためには、生活基盤としての住まいの確保が不可欠です。

誰もが自分らしくいきいきと暮らす共生社会を実現するためには、高齢者が安心して暮らすことができる居住環境への支援と、日常生活を支える重層的・包括的な生活支援サービスが一体的に整備されることが重要です。

経済的な不安や社会的孤立の問題等、生活に困難を抱える高齢者に対して、住まいに関するさまざまな情報提供と入居への支援を行うとともに、見守りや相談支援等、日常生活への支援を行います。

基本目標 2 いつまでも健やかに暮らすための健康づくり

目指す姿

- 町民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、フレイル状態となっても早期に発見し改善することで、健康寿命の延伸が図られている。
- 元気で経験や知識を豊富に有する「アクティブシニア」が、地域の中のさまざまな場面で活躍している。

成果指標

指標	基準値 令和4年 (2022年)	目標値 令和8年 (2026年)
初回要介護認定申請の平均年齢	81.9歳	82.7歳
生きがいがある高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	57.1%	70.0%

施策 1 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢期の特性を踏まえた健康づくり・介護予防の取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ります。

町民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、正しい生活習慣の実践により健康状態を管理するセルフマネジメント力を身につけることができるよう普及啓発を図るとともに、楽しく介護予防に取り組むことができる住民主体の活動支援など、健康づくりの体制整備を推進します。

施策 2 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者が社会に参加することは、健康の維持向上や生きがいづくりにつながります。また、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や幅広い能力を地域や社会に還元することで、町に活力が生まれます。

内閣府が発表した令和5(2023)年版「高齢社会白書」では、「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)の結果分析などを踏まえて、高齢者の社会参加活動が、健康や生きがいを生み出し、それがさらなる活動につながり、コミュニティづくりにも貢献するという、健康の好循環を期待できるとしています。

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすことができるよう、生きがい活動と社会参加の促進に取り組みます。

基本目標 3 介護保険事業の充実と適正化

目指す姿

- 良質な介護保険サービスが提供され、要介護者等が安定して適切な介護を受けられている。
- 介護職員として、働きやすい職場環境の中で、やりがいを持ち、高いモチベーションを維持しながら働き続けることができる。

成果指標

指標	基準値 令和4年 (2022年)	目標値 令和8年 (2026年)
医療情報との突合・縦覧点検件数	100.0%	100.0%

施策 1 介護サービスの充実

高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22（2040）年に向けて、地域の実情に応じた中長期的視点からサービス基盤を整備することが求められています。

要支援・要介護認定者の状態やニーズに対応できるよう、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて需要を推測し、各種介護サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者を含む地域の関係者との情報交換・意見交換を行い、地域における方向性を共有します。

施策 2 介護人材の確保

介護分野における人材不足は深刻であり、今後さらなる高齢化による介護サービス需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護サービスの担い手となる人材の確保は厳しい状況が予想されます。

介護保険サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、研修会等への参加や担い手養成研修等の受講を促進し、介護人材のスキルアップとモチベーションの向上を図ります。

また、介護職員が働きやすいと感じる職場環境を実現するために、ハラスマント対策やワークライフバランス、職場環境の整備等に関する研修や、専門的業務と補助的業務の分業制の導入などの取り組みについて事業所と情報を共有し、協働による人材確保に取り組みます。

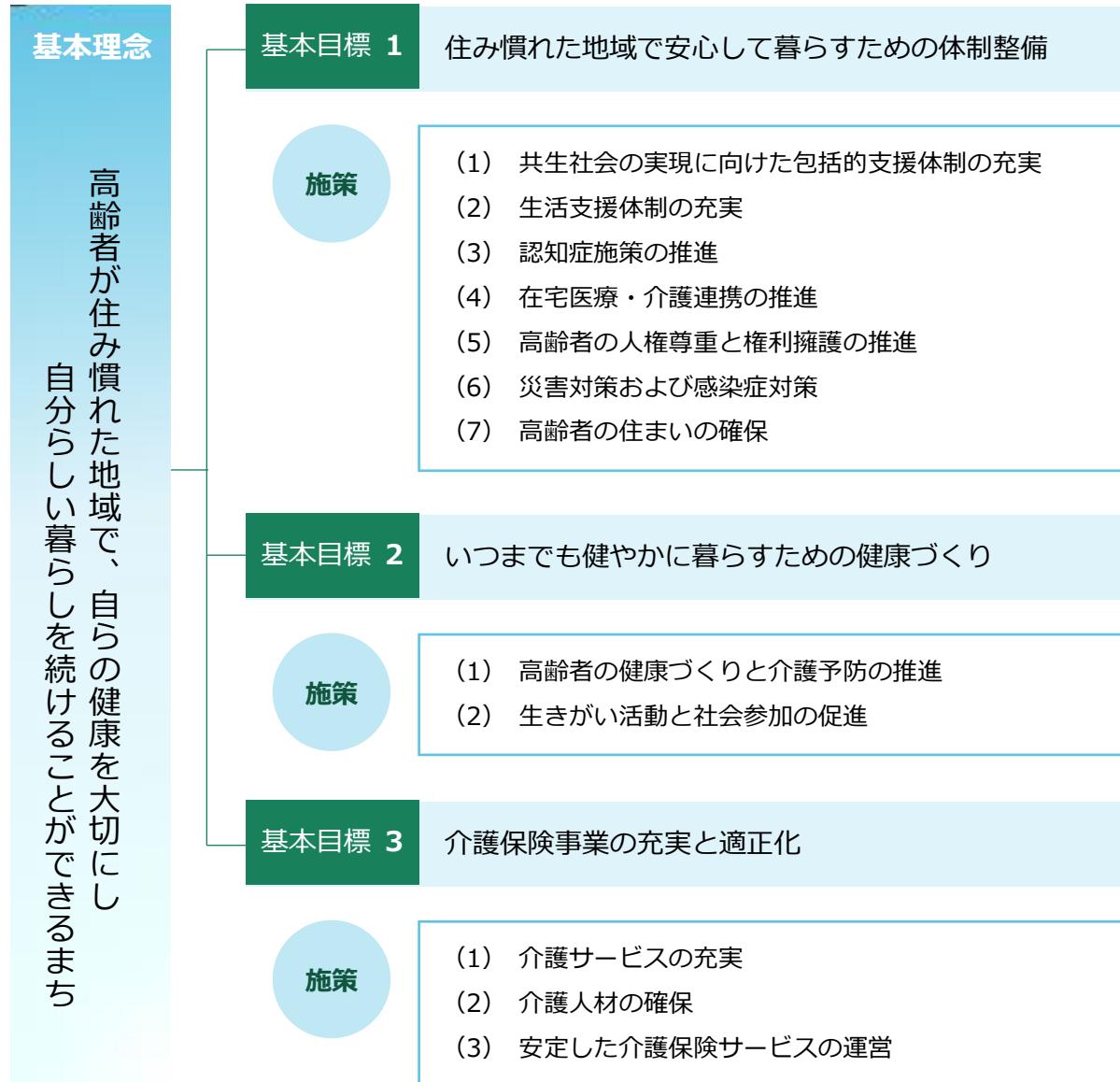
施策 3 安定した介護保険サービスの運営

介護保険制度は、支援や介護を必要とする状態となった方に対して、保険給付によるサービスを提供するだけでなく、地域支援事業により高齢者の介護予防を促し、また、総合相談支援や地域の実情に応じたサービスを実施・提供することで、高齢者の地域における自立した日常生活を支える制度です。

高齢者数および要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスに対するニーズの増加が見込まれるなか、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、財源と人材を効率的、かつ効果的に活用していくことが求められます。

高齢者の尊厳ある自立した日常生活を支えていくためには、介護保険制度を適正かつ安定的に運営することが不可欠です。

3 施策の体系

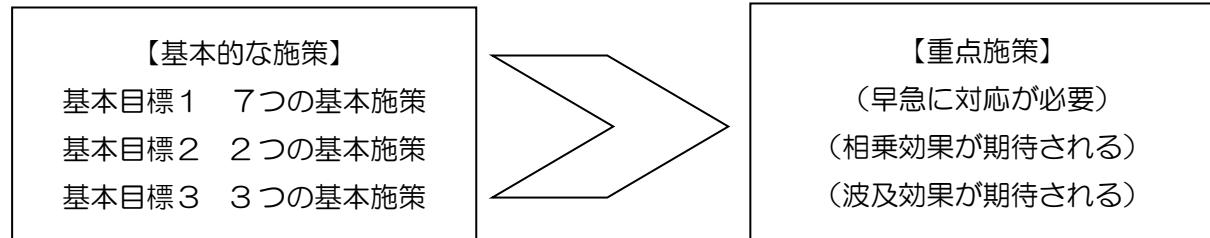


4 重点施策

重点施策の考え方

■ 基本的な考え方

高齢者福祉施策を推進するにあたり、「基本的な施策」の内、現時点で早急に対応が求められている施策、多分野にわたる課題で相乗効果が期待される施策、先導的で波及効果が期待される施策を重点的に取組むべき「重点施策」として位置づけます。



※重点施策は社会情勢や、町民ニーズの変化を踏まえ、計画策定後も適宜追加・修正します。

重点施策1：地域における支え合いの仕組みづくりの支援

1：「お互いさま、おかげさまで支え合うまち」

誰もが集える居場所や、生活支援の仕組みづくりを通して、人と人とのつながり、助け合う関係に発展していくことを支援していきます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすため、「お互いさま、おかげさまで支え合うまち」を目指し、居場所づくりや生活支援で支え合う仕組みづくりを生活支援体制整備事業において支援していきます。支え合うことで生活の中での困りごとを解消し、障がいや認知症があっても、安心した生活を送ることができるようになることが期待できます。また、そういった中で、高齢者自身が生きがいや役割、楽しみを見つけ、人との交流を維持することで介護予防につながる相乗効果が期待できます。<互助>

重点施策2：高齢者の健康づくりと介護予防の推進

2：「心身ともにいきいきと、健やかに暮らせるまち」

年齢を言いわけにしない、高齢期の特性を踏まえた健康づくりを進めることで、「自律的な生活」が営めるよう支援していきます。

※「自律的な生活」とは、個人が自分自身の行動や選択を自己管理し、自分の目標や価値観に基づいて生活すること。

できるだけ長く住み慣れた地域で、自律的な生活を送るためにには、心身共に機能を維持することが不可欠です。「心身ともにいきいきと、健やかに暮らせるまち」を目指し、年齢を言い訳にしない、高齢者の特性を踏まえた健康づくりを進めることが早急に必要です。

そのために、自分でできる健康づくりのために、啓発活動や情報の発信、専門職の力を借りた身体機能の維持・回復を、基本施策を通して支援します。<自助>

○重点施策を展開していくことで、20年後人口の半分を占めることになる、高齢者が人の交流の中で、年齢に応じた自分らしい生活を維持することを目指します。